

2月1日まで
償却資産の申告は

償却資産（構築物・機械・器具備品など）は固定資産税の課税対象となります。令和3年1月1日現在、市内に償却資産を所有する会社・工場・商店などを営んでいる事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、2月1日までに申告をしてください。

- ◆申告方法／窓口の混雑を防止するため、申告書・明細書に必要事項を記入し、郵送またはeLTAx（エル・ティー・エックス）（地方税ポータルシステム）で、課税課償却資産グループ（〒503-8601 丸の内2-29）へ

新型コロナウイルスの影響による特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者などの保有する建物や設備の令和3年度分の固定資産税および都市計画税の軽減を行います。詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP

問合せ 課税課償却資産グループ ☎47-8158

テロの未然防止にご協力を

大垣警察署は、来年に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型イベントに向けて、関係機関などや民間事業者と連携し、官民一体となったテロ対策に取り組んでいます。テロ事件を未然に防止するためには、皆さん一人ひとりのご協力が必要となります。

公共機関や人が多く集まる施設や、その付近で次のような場合を見かけたときは、大垣警察署（☎78-0110）または、緊急の場合には110番にご連絡ください。



こんな時には要注意！！

- ◎見慣れないものが置き去りにされている
- ◎見かけない車が長時間停まっている
- ◎見慣れない人が周囲の様子をビデオなどで撮影している など

市・県民税の申告受付会場は **市民会館** です！

市の申告受付は2月16日（火）から3月15日（月）まで、昨年に引き続き市民会館2階で行います。なお、市役所には会場を開設しませんので、ご注意ください。また、次の日程で出張申告受付も行います。詳しくは、課税課市市民税グループ（☎47-8179）へ。

◎市・県民税の出張申告受付

とき ※9:00~16:00	ところ
2/2（火）・3（水）	西部研修センター1階 多目的ホール
2/5（金）	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/9（火）・10（水）	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/12（金）	市民会館2階 会議室
3/4（木）・5（金）	中川地区センター1階 多目的ホール
3/11（木）・12（金）	青墓地区センター 多目的ホール

◎申告の準備はお早めに

営業・農業・不動産・山林所得のある業務を行うすべての人は、その収支を記帳し、帳簿などを保存することが義務付けられています。

日々の記帳をされていない人は、1月から12月までの伝票や領収書などをもとに、「収入金額」と「必要経費」に分けて帳簿を作成してください。

なお、収支の計算が分かりやすい「収支計算のしおり」は、市HPからダウンロードできますのでご利用ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年中に市・県民税申告書を提出された人へは、1月に郵送する申告書に返信用封筒を同封しますので、ご利用ください。



中小企業の設備投資を応援します！
先端設備の導入に係る
固定資産税の特例措置を実施

市は、中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産などに係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

設備投資を予定している中小企業や事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室（☎47-8609）または、課税課（☎47-8158）までお問い合わせください。

- ◎特例措置／対象となる設備・事業用家屋に係る固定資産税を3年間ゼロとする ※都市計画税は除く
- ◎対象事業者／中小企業者など（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市計画に合致）を受けた者 ※大企業の子会社を除く
- ◎対象設備／商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備 ※中古資産は除く

設備の種類	価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上（取得価額が300万円以上の先端設備などを稼働させるためのもの）	

◎適用／令和5年3月31日までに取得する設備 ※生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和3年3月31日から2年間延長予定

「パブリック・コメント」を実施

行政機関が条例や計画などを策定する過程において、その目的・方針・施策などを公表し、市民や関係者の皆さんからご意見を募集する「パブリック・コメント」。

市は、市内に在住・在勤・在学する人を対象に、策定を進めている4件の計画（素案）に対する「パブリック・コメント」を実施します。皆さんの声を反映する機会ですので、ぜひご意見をお寄せください。

- *募集期間／12月16日～1月15日（必着）
- *素案・意見書／各担当課や各地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センターなどに備え付け ※素案は、市HPからダウンロード可
- *提出方法／①住所・氏名・連絡先などを記入した意見書を郵便（〒503-8601 丸の内2-29）またはファクスで各担当課へ ②市HPの「パブリック・コメント」からも提出可 ※電話による受け付けは不可
- *備考／ご意見の概要と、それに対する市の考え方を市HPで公表 ※提出者の個人情報は公表しません

共通項目

1. 大垣市第4次行政経営戦略計画

*目的／効率的な行政運営と持続可能で満足度の高い行政経営を推進する

*提出・問合せ先／行政経営課（FAX81-4460、☎47-8295）へ

2. 大垣市障がい者総合支援プラン

*目的／国や県の動向、社会情勢の変化などに対応した障がい福祉施策を推進する

*提出・問合せ先／障がい福祉課（FAX81-5500、☎47-7298）へ

3. 大垣市高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）

*目的／高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らすことができる体制づくりを推進する

*提出・問合せ先／介護保険課（FAX81-6221、☎47-7409）へ

4. おおがき生き生きヘルスプラン

*目的／子どもから高齢者まで健やかでいきいきと暮らせるまちづくりや自殺予防の取り組みを推進する

*提出・問合せ先／保健センター（FAX75-2320、☎75-2322）へ